

屋内退避についての考え方について

原子力災害対策指針においては、UPZ 圏内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、未だ国から具体的な対応方法は示されていない。

については、市町や住民が不安を感じる以下の点について県の考え方をまとめ、屋内退避の実効性向上に活用する。

1 屋内退避はどの程度の期間継続すると想定するか

また、指針によると屋内退避が長期間となる可能性がある場合に避難に切替えるとあるが、その「長期間」の目安はどの程度の期間と考えるべきか

(県の考え方)

- ・ OIL2による避難が一週間以内ということ considering 最大7日間とし、その分の食糧を住民に備蓄するよう呼びかける。

2 屋内退避を解除する目安

(県の考え方)

- ・ 環境モニタリングの結果等から、屋内退避等の各種指示を解除することが適切であると判断した場合に、国の指導・助言及び指示を受けて解除する。
事故の収束状況等を総合的に判断することとなるため、解除の目安は一概に示すことは困難。

3 屋内退避指示中に住民からの外出要望があった場合の対応

(県の考え方)

- ・ 放出前の場合、外出内容や時間、発電所の状況等を考慮し、検討する。
- ・ 放出後の場合、原則認めないが、病気の悪化等と放射線のリスクとのバランス等を考慮する必要がある。

4 長時間(1日以上)屋内退避が継続した場合における住民への食糧等の供給

(県の考え方)

- ・ 市町が、避難所等の住民等のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、道府県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。
- ・ 県は、市町から、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者への物資の調達要請等を行う。

- ・ 搬送体制については、県と協定を締結しているトラック協会のほか、国の自衛隊等の実動部隊に支援を要請する。

5 長時間(1日以上)屋内退避が継続した場合における人工透析等医療を必要とする住民への対応

(県の考え方)

- ・ 放出前であれば、通院を認める。放出後は、住民の容態等を考慮し、検討する。
- ・ 必要に応じ、実動組織の支援を得て、UPZ 圏外の医療機関へ搬送する。

6 平日昼間等で学校にいる児童・生徒や通所型福祉施設にいる利用者への対応

(県の考え方)

- ・ 警戒事態となった場合学校・施設で家庭引取りを決定する。
- ・ 家庭引取りできずに屋内退避指示が出た場合は、施設内で退避させる。
- ・ 屋内退避指示後の家庭引取りは、外出要望と同様の対応。

7 一時滞在者への対応

(県の考え方)

- ・ 警戒事態となった場合、自宅への帰宅を促す。
- ・ 屋内退避指示が出た際、帰宅できない者は、近くの公共施設等に退避する。

8 屋内退避を長期間継続した場合の経済活動への補償

(県の考え方)

- ・ 原子力災害を起こした原因者が補償する。
- ・ 事業者が相談窓口を設置するなど必要な体制を整備する。

9 公共交通機関の運行

(県の考え方)

- ・ 運転手への情報伝達体制を確保することを前提に、屋内退避指示が出るまで運行を求める。

10 商店の営業

(県の考え方)

- ・ 従業員が速やかに自宅へ退避できることを前提に、屋内退避指示が出るまで営業しても差し支えない。

11 エアコン、ストーブの利用

(県の考え方)

- ・ エアコンやストーブを使わないことが望ましいが、体調管理を優先して利用して構わない。
- ・ 県および市町は、プルーム通過の情報を住民に提供するとともに、プルーム通過時は特にエアコンやストーブの使用を控えるようするよう住民に伝える。

12 屋内退避指示中に提供すべき情報

(県の考え方)

- ・ 現在の線量情報
- ・ 事故収束の見込み
- ・ プルーム通過のタイミング
- ・ 長期化したときの対応
- ・ 行政からの物資提供計画

13 国で解決すべき課題

- ・ 30km 圏外の屋内退避指示の目安の明示
- ・ 屋内退避解除の目安の明示
- ・ 気象状況に応じた、一時的な屋内退避解除の仕組み
- ・ 屋内退避指示中でも、日々医療を要する者など一部の要配慮者の先行避難指示
- ・ 放射性物質の放出状況及びプルームの通過に関する情報を数時間のオーダーで把握し、自治体及び住民に伝える仕組みを作ることが必要